

引き上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費

消費税引き上げ分に係る地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和2年度一般会計決算書における社会保障関連経費への充当状況は次のとおりである。

(歳入)地方消費税交付金(社会保障財源分)決算額 91,390 千円
 (歳出)社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 1,305,944 千円

(単位：千円)

事業名	経費	財 源 内 訳					
		特定財源			一般財源		
		国支出金	県支出金	その他	社会保障財源化分の地方消費税交付金	その他	
社会福祉	老人福祉事業	55,876	0	965	11,377	6,495	37,039
	障害者福祉事業	355,133	163,833	90,698	226	14,975	85,401
	児童福祉事業	481,400	245,434	96,295	2,393	20,480	116,798
社会保険	介護保険事業	128,331	4,980	2,490		18,031	102,830
	国民健康保険事業	82,288	10,916	35,810		5,305	30,257
	後期高齢者医療事業	163,716		22,259		21,103	120,354
保健衛生	母子保健事業	11,672	51	23	4,702	1,029	5,867
	救急医療対策事業	813	0	0	0	121	692
	予防対策事業	16,989	0	174	0	2,508	14,307
	検診事業	9,726	3	719	0	1,343	7,661
合 計	1,305,944	425,217	249,433	18,698	91,390	521,206	

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、地方消費税交付金の令和2年度決算額170,079千円の内数です。

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。

※経費は人件費や事務経費等を除いて計上しています。